

熊本県家畜伝染病防疫対策要綱

第1 目的

この要綱は、熊本県内及び熊本県周辺等で悪性家畜伝染病が発生した場合、当該家畜伝染病の早期清浄化と未発生地域へのまん延防止に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

悪性家畜伝染病とは、次に掲げる家畜の伝染病をいう。

- (1) 口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病
- (2) (1)に掲げるもののほか、重大な経済的被害及び社会的に大きな影響を及ぼす家畜伝染病

第3 防疫態勢

悪性家畜伝染病の発生が報告された場合は、その発生地域に応じて、次の3段階の防疫態勢をとるものとする。

なお、疑い事例の発生が報告された場合においても、同様の防疫態勢をとることができるものとする。

- (1) 国内で発生があった場合は、警戒態勢（レベル1）（以下「レベル1」という。）とする。
- (2) 九州内で発生があった場合は、厳戒態勢（レベル2）（以下「レベル2」という。）とする。**
- (3) 県内で発生があった場合は、非常事態（レベル3）（以下「レベル3」という。）とする。

第4 防疫組織体制

1 第3により防疫態勢をとる場合、農林水産部長は、すべての防疫態勢の段階において、総合的な防疫対策方針を策定するため、防疫総括班（以下「総括班」という）を置く。

- (1) 総括班は、畜産課の職員をもって組織し、班長、副班長を置く。
- (2) 班長は畜産課長、副班長は農林水産審議員をもって充てる。

2 **レベル2の防疫態勢をとる場合、農林水産部長は、関係部局の協力体制の確立及び連絡調整を図るため、家畜伝染病対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。**

- (1) 対策会議の組織体制は次のとおりとする。

ア **対策会議は、別表1の構成員**をもって組織し、議長を置く。

- イ 対策会議の議長は、農林水産部長をもって充てる。
- (2) 対策会議の事務を補佐するために幹事会を置く。
 - ア **幹事会は、別表2の構成員**で組織し、代表幹事を置く。
 - イ 代表幹事は、畜産課長をもって充てる。
 - ウ 議長の判断により、必要に応じて幹事会を開催することができるものとする。
- (3) 対策会議及び幹事会の庶務は、総括班において処理する。
- (4) 防疫態勢の強化が特に必要な地域が発生した場合、当該地域の地域振興局（熊本市においては熊本農政事務所）に地域家畜伝染病対策会議（以下「地域対策会議」という。）及び家畜伝染病対策総務部（以下「対策総務部」という。）を置く。
 - ア 地域対策会議は、別表3の構成員で組織し、議長を置く。
 - イ 地域対策会議の議長は、地域振興局長をもって充てる。
 - ウ 地域対策会議の庶務は、地域振興局農業普及・振興課において処理する。
 - エ 熊本市における地域対策会議は、熊本市地域家畜伝染病対策会議（以下「熊本市地域対策会議」という）と称し、議長は農林水産部次長をもって充てる。
 - オ 熊本市地域対策会議の庶務は、熊本農政事務所農業普及・振興課において処理する。
 - カ 対策総務部の部長は、地域振興局農林（水産）部長（熊本市においては熊本農政事務所長）をもって充てる。
 - キ 対策総務部の運営は、地域振興局農業普及・振興課（熊本市においては熊本農政事務所農業普及・振興課）において処理する。
- 3 レベル3の防疫態勢をとる場合、知事は、家畜伝染病防疫対策本部（以下「県本部」という。）を置く。
 - (1) 県本部の組織体制は、次のとおりとする。
 - ア 県本部は、別表4の構成員を持って組織し、本部長、副本部長を置く。
 - イ 本部長は、知事をもって充てる。
 - ウ 副本部長は、農林水産部長をもって充てる。
 - (2) 県本部の事務を補佐するために幹事会を置く。
 - ア 幹事会は、別表5の構成員で組織し、代表幹事を置く。
 - イ 代表幹事は、農林水産部次長をもって充てる。
 - ウ 本部長の判断により、必要に応じて幹事会を開催することができるものとする。
 - (3) 本部長は、発生地域における防疫態勢を強化するため、発生地域に家畜伝染病現地防疫対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。
 - ア 現地本部に本部長を置き、発生地域を管轄する家畜保健衛生所長をもって充てる。
 - イ 現地本部の庶務は、発生地域を管轄する家畜保健衛生所において処理する。
 - (4) 本部長は、県本部が設置された場合には、各地域振興局（熊本市においては熊本農

政事務所) に、第4の2の(4)で定める地域対策会議及び対策総務部を置く。

(5) 県本部及び幹事会の庶務は、総括班において処理する。

第5 運用

知事又は農林水産部長は、必要に応じて、各組織の縮小又は拡充を行うことができるものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、防疫対策に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

別表 1 (第 4 の 2 関係 : 家畜伝染病対策会議)

総務部長	土木部長
健康福祉部長	各地域振興局長
環境生活部長	県警本部生活安全部長
農林水産部長 (議長)	

別表 2 (第 4 の 2 の (2) 関係 : 幹事会)

危機管理・防災消防総室長	農業技術課長
健康危機管理課長	畜産課長 (代表幹事)
自然保護課長	畜産研究所長
廃棄物対策課長	道路保全課長
食の安全・消費生活課長	地域振興局農林 (水産) 部長
農林水産政策課長	熊本農政事務所長
団体支援総室長	県警本部生活環境課長

別表 3 (第 4 の 2 の (4) 関係 : 地域家畜伝染病対策会議)

地域振興局長 (議長)	家畜保健衛生所長
地域振興局次長	地域振興局土木部長
保健所長	警察署長
地域振興局農林 (水産) 部長	

【熊本市地域家畜伝染病対策会議】	
熊本市農林水産振興部長	農林水産部次長 (議長)
熊本市保健所長	中央家畜保健衛生所長
熊本市食肉センター場長	熊本土木事務所長
熊本市食肉衛生検査所長	熊本農政事務所長
熊本市環境保全部長	熊本市動物愛護センター長
熊本市環境事業部長	
熊本市土木部長	
熊本市東部土木センター所長	
熊本市西部土木センター所長	
熊本市北部土木センター所長	
熊本北、南、東警察署長	

別表 4 (第 4 の 3 関係 : 家畜伝染病防疫対策本部)

知事 (本部長)	商工観光労働部長
総合政策局長	土木部長
総務部長	各地域振興局長
健康福祉部長	県警本部生活安全部長
環境生活部長	教育長
農林水産部長 (副本部長)	危機管理監

別表 5 (第 4 の 3 の (2) 関係 : 幹事会)

農林水産部次長 (代表幹事)	団体支援総室長
危機管理・防災消防総室長	農業技術課長
政策調整室長	畜産課長
広報課長	畜産研究所長
私学文書課長	商工政策課長
健康危機管理課長	道路保全課長
水環境課長	地域振興局農林 (水産) 部長
自然保護課長	熊本農政事務所長
廃棄物対策課長	県警本部生活環境課長
食の安全・消費生活課長	教育政策課長
農林水産政策課長	